

「ヘルスサポートくれ」推進団体登録規約

「ヘルスサポートくれ」推進事業実施要綱第3条に基づき、「ヘルスサポートくれ」推進団体登録規約を次のとおり定める。

(目的)

第1条 呉市民の健康づくりや健診の受診、フレイル予防等の推進により、市民の健康寿命の延伸を目指し、「ヘルスサポートくれ」推進事業実施要綱に定める事業を実施する意向のある団体の登録要件等を定める。

(登録要件)

第2条 「ヘルスサポートくれ」推進団体（以下「推進団体」という。）とは、次の要件をすべて満たす団体のうち、呉市長が推進団体として適当であると認められた団体とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (2) 暴力団でないこと、及び暴力団・その構成員（かつて構成員だったものを含む。）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している状況でないこと。

(登録)

第3条 推進団体として登録を希望する団体は、呉市が定める所定の登録申請手続を行わなければならない。

2 推進団体として登録を希望する団体は、「ヘルスサポートくれ」推進団体登録申請書（別紙1）及び誓約書（別紙2）を呉市福祉保健課に提出し、呉市は、第2条の要件を満たす場合は、推進団体として登録し、当該団体に通知する。呉市は年度毎に翌年度継続の意向確認を行い、推進団体から更新の意向があった場合は、翌年度以降も継続される。

(登録事項の変更)

第4条 推進団体は、団体の所在地、代表者名等、その他届出事項に変更があった場合は、速やかに「ヘルスサポートくれ」推進団体登録申請書（別紙1）を提出する。

(脱退)

第5条 推進団体が、登録の抹消を希望する場合は、「ヘルスサポートくれ」推進団体登録脱退届（別紙3）を呉市福祉保健課に提出し、呉市は速やかに登録を削除する。

2 前項の場合のほか、推進団体が、第2条の要件を満たさなくなったときは、呉市において登録を抹消できるものとする。

(裁判等の管轄)

第6条 本規約に関連する紛争に係る訴えの提起又は調停の申立てについては、呉簡易裁判所又は広島地方裁判所に行う。

付 則

この規約は、令和3年3月1日から実施する。